

はじめに

我々の日常生活において、電力料金、ガス料金、動画配信サービスの料金等につき、次から次へと値上げされる場合や、諸費用高騰分以上の値上げ幅を容易に推測し得る場合等、不当に値上げされたと感じることはないであろうか。

筆者は、公共料金の不当な値上げに関して、独占禁止法違反に係る多数の消費者の被害回復手法について検討するため、ドイツにおける競争制限禁止法（GWB）上の判例の展開を研究した。そこにおいては、驚愕すべきことに、2000年代以降、公共料金の不当な値上げの事例でカルテル庁が違法状態排除に係る行政処分により金銭的価値の回復を行っていること（拙著『行政処分による消費者被害回復の理論——EUデジタルプラットフォーム規制の考察と我が国の課題』法律文化社2023年）だけではなく、我が国には存在しない衡平な給付の確定の法理（BGB315条）に基づき裁判所によって確定された衡平な公共料金を前提とした不当利得返還請求等が活用されていることが明らかとなった。取引相手方に対し優越した力を有する者が、取引相手方に対し、その力を濫用し衡平に反する給付の確定を行う事例において、裁判所が衡平な給付を確定するというこの法理は、取引上の優越した力の濫用への対応として、ドイツ民法（BGB）に20世紀初頭の制定時から規定され、今日でも活用されているものである。

多数の消費者に対して一方的に行われる公共料金の不当な値上げは、その市場における競争への悪影響に鑑み、公法上の規制である競争制限禁止法上の規制に委ねることが正当化され得るものである。しかし、衡平な給付の確定の法理に関する民事判例の展開は、18世紀末のフランスにおける市民革命後、市民法上の我々の契約の自由や平等の原則等に基づく法的対応が、まず市民社会において、原理・原則として置かれなければならないことを示している。そこで筆者は、この法理について、導入時の議論を把握した上で、動画配信サービスのサブスク契約等への適用事例も検討し、その今日的意義を考察した。

また、EUやドイツ国内において、このような力の濫用の事例への対処方法として、新たな民事法上の法理が確立されていることも明らかとなった。それは、衡平な給付の確定の法理が契約法理に基づくものであるのに対し、契約外

の法理として認められたものであり、例えば、ドイツにおいては、不公正な取引方法EC指令の国内法化により、不正競争防止法(UWG)上、取引相手方に対する優越した力の濫用を私法上把握するというものである。

このようなことから、これらの二つの法理についての考察を行い、それを踏まえて、我が国においても、これらの法理が必要であるのか、必要であるならば、それはどのような形で我が国に導入すべきであるのかについて考察したのが、本書である。

本書は、ドイツ・ハンブルク所在マックス・プランク研究所(外国・国際私法)におけるJürgen Basedow教授及びHarald Baum教授の御指導の下での客員研究員としての約10年にわたる夏の滞在研究及び獨協大学の海外研修プログラムによる2018—2019年における滞在研究の成果である。本書は、獨協大学の2025年度学術図書出版助成に基づくものである。獨協大学の学問・研究活動への深い理解と厚い支援に心から御礼を申し上げる。本書の研究は、日本学術振興会科研費基盤研究(C)「集団的消費者被害回復における私法と公法の役割」(20K01423)の他、基盤研究(C)H17K03510の助成を受けたものである。

本書の研究に関し、東京経済法研究会(2016年12月10日)、比較法学会シンポジウム「消費者法の発展——被害の救済手法と抑止手法の多様化」(2017年6月4日)、日本消費者法学会シンポジウム「消費者被害の救済と抑止の手法の多様化——実効性確保のための執行主体のあり方」(2018年11月11日)、日本経済法学会シンポジウム「競争法と消費者」(2019年10月26日)において、各報告を行った。至らぬ筆者への日頃のご指導に対し、舟田正之立教大学名誉教授、松本恒雄一橋大学名誉教授に、心より御礼を申し上げたい。本書に係る研究が、まさに試行錯誤する中、河上正二東京大学名誉教授には、本研究の公表方法につき相談させて頂き、かつ励ましのお言葉を頂けたことに、心より御礼を申し上げます。本書の編集担当の八木達也氏に御礼申し上げる。いつも筆者をサポートしてくれている、愛する妻に、心から感謝している。

2025年8月

碧空の下、菩提樹の実舞い降りるドイツ・ハンブルクにて
宗田貴行